

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第四百三十八號

物價統制令第四條の規定により本縣における旅館の最高宿泊料金の統制額を次のやうに指定した。

一、普通宿泊料金（朝夕二食附一人一泊）

旅館	級別	宿泊料	一 等 室		二 等 室		三 等 室	
			區	分	區	分	區	分
三級	二級	一級	朝夕室 食食料	三、八、二、五〇〇〇	朝夕室 食食料	二、一、五〇〇	朝夕室 食食料	三、八、九、五〇〇〇
			朝夕室 食食料	四、九、四、〇〇〇	朝夕室 食食料	二、五、〇〇〇	朝夕室 食食料	四、九、〇、〇〇〇
			朝夕室 食食料	五、〇、五〇〇〇	朝夕室 食食料	二、九、〇〇〇	朝夕室 食食料	五、〇、二、〇〇〇

昭和廿一年十月十九日

外 土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5刊

昭和二十一年六月鳥取縣告示第二百七十二號（旅館の最高宿泊料金指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十一年十月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣公報 毎週日發行 休日ニ當ル
火金 曜日ニ發行 時ハ朝日

昭和廿一年十月十九日 外

昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可

四級	二〇、〇〇	朝夕室 食食料	一、七〇 〇〇〇	一八、〇〇	朝夕室 食食料	三、七〇 〇〇〇	一六、五〇	朝夕室 食食料	三、六〇 〇〇〇
五級	一五、〇〇	朝夕室 食食料	二、五〇 〇〇〇	一三、五〇	朝夕室 食食料	二、五〇 〇〇〇	一一、〇〇	朝夕室 食食料	二、五〇 〇〇〇
六級	一二、〇〇	朝夕室 食食料	一、四〇 五〇〇	一〇、五〇	朝夕室 食食料	一、四〇 五〇〇	九、五〇	朝夕室 食食料	一、四〇 五〇〇

二、本表における級別等級別は旅館毎に鳥取縣宿泊料金を審査委員会において決定し知事の承認を受けたものによる。

三、半泊料金

イ、朝食無し半泊料金

一、普通宿泊料金より當該朝食料金を差引た額とする。

ロ、夕食無し半泊料金

一、普通宿泊料金より當該夕食料金の三分の二を差引た額とする。但し夕食を宿泊當日の午前中迄にとはつた場合は當該夕食料金の全部を差引た額とする。

四、素泊料金(宿泊のみで食事のないもの)
三、ロの夕食無し半泊料金より當該朝食料金を差引た額とする。

五、一泊とは當日の午後到着し翌日の午前十時迄をゆうものとし、この時間以外の到着又は出發の場合は宿泊料金の外十により算出した室使用料を請求することが出来る。但し滞在客にあつてはその滞在期間中はこの限りでなす。

六、同一室に別表に掲げる定員を超へて同宿せしめる場合の超過人員の室料及宿泊客の特別の要求により一室定員未滿で宿泊せしめる場合の不足人員の室料は夫々その室料の五割以上を減額したる額とする。但し一級

乃至三級旅館にして特別の事情ある場合は知事の承認を得て二割以上を減額することができる。

七、數へ年十歳以下の小兒の室料は當該室の室料の半額當とし食事料金は大人食事料金の範圍内とす。但し別に寝具を用いない場合は室料の請求はできぬ。

八、宿泊客が他から客を招いこ會食する場合には來客にたいし食事料の外その室料の三割に相當する額を加算することができる。

九、同一宿泊人にして他の室を併せ使用する場合に十に より算出した室使用料を請求することができる。

十、宿泊以外の目的で室を使用する場合の室使用料は左の通りとする。

(1) 使用時間四時間以内の場合はその室の室料の三割

(2) 使用時間四時間を超へ六時間以内の場合はその室の室料の五割。

(3) 使用時間六時間を超へる場合及使用が午後六時以後にわたる時はその室の室料の全額。

十一、奉仕料は室料及食事料金の合算額(立替金並びに

税金を除く)の二割以内(團體の場合にありては一割以内)を受領することが出来る。これ以上はいかなる名義をもつてするを問はずこれを受領することができる。

十二、遊興飲食税法により飲食又は宿泊につき課税せられる場合は其の税額を加算し得るものとする。

十三、學生及青年團員等の團體客の宿泊料金は前各項に より算出した額の二割下げとす。但し六の項は適用しなす。

十四、團體客とは一回の宿泊人員十名を超へる統率者ある團體を謂ふ。

十五、滞在客の宿泊料金は左り通りとし時間外到着及出發の場合を除くの外室使用料を請求できなす。

(1) 滞在客宿泊料金

普通宿泊料金の九割に相當する額

(2) 自己の寝具を使用し且つ自炊する在客宿泊料金
普通宿泊料金の七割に相當する額

(3) 自己の寝具を使用する滞在客宿泊料金

普通宿泊料金の七割に相當する額
十六、滞在客とは同一旅館に十五日以上繼續して宿泊する者を謂ふ。

十七、本宿泊料金は一汁二菜以上の副食物を供するものとす。

十八、宿泊客の要求により別料理を供する場合は飲食料金により級別最高料金は左の通りとする。

一級乃至三級 一〇圓以内 一皿、一杯又は一串

三級乃至四級 八 同 同

五級乃至六級 五 同 同

十九、計算上生じたる錢未滿の端數は切捨てるものとす。

二十、右各項料金は各旅館につきその級別等級別料金を玄關並に各室の料金を各室毎に表示した旅館の最高料金とし右の表示のないものは六級三等料金の半額とす。

別表

定員數

六疊一室 二名 八疊未滿のものを含む

八 同 三名 十 同
一〇 同 四名 十二 同
一二 同 四名 十五 同
一五 同 五名 十八 同
一八 同 六名
一八疊以上は三疊を増すごとに一名を増すものとする。
但し右疊數には床の間、違棚下の疊數は含まないものとする。

昭和二十一年十月十九日印刷
昭和二十一年十月十九日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日
第五種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町